

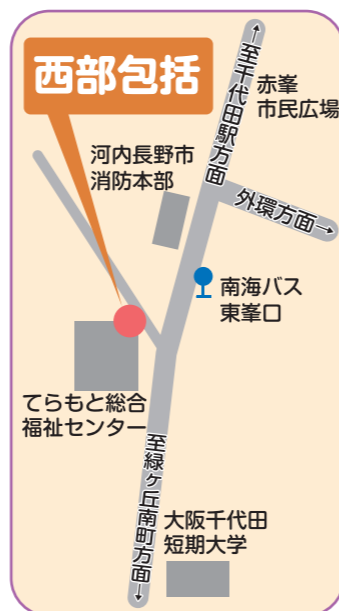
# 地域包括支援センターは 高齢者のみなさんを支援する拠点です!

ご利用の際は、お気軽に下記の地域包括支援センターまでご相談ください。

なお、主に担当する地域包括支援センターは、下記の表のとおりです。ご確認のうえ、ご連絡をお願いします。

名称	住所・電話番号・FAX番号	主な担当地域
河内長野市東部 地域包括支援センター	〒586-0022 河内長野市 本多町4-3 (電話) 0721-52-0180 (FAX) 0721-52-0181	千代田小学校区 長野小学校区 川上小学校区
河内長野市中部 地域包括支援センター	〒586-0034 河内長野市 上田町155-5 (電話) 0721-55-3451 (FAX) 0721-55-3452	三日市小学校区 南花台小学校区 加賀田小学校区 石仏小学校区 天見小学校区 美加の台小学校区
河内長野市西部 地域包括支援センター	〒586-0094 河内長野市 小山田町1701-1 (電話) 0721-56-6600 (FAX) 0721-53-8080	楠小学校区 小山田小学校区 天野小学校区 高向小学校区

〈受付時間〉月曜日から土曜日 9:00~17:30(祝日・休日・年末年始を除く)



みなさんのお役に立ちます

# 地域包括支援センター



## 高齢者のみなさんを支援する拠点です

地域包括支援センターは、介護や健康、医療などさまざまな面から、地域で暮らす高齢者のみなさんを支えるための拠点です。みなさんが住み慣れた地域で安心してすこやかに暮らせるよう、関係機関・専門職と力を合わせて支援します。ぜひお気軽にご利用ください。

河内長野市

# 地域包括支援センターとは

地域包括支援センターには主に4つの役割があります。これらについて、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが協力して、高齢者のみなさんを総合的に支援します。地域の行政機関、保健所、医療機関などとも連携していますので、安心してご利用いただけます。



保健師

社会福祉士

主任ケアマネジャー

専門分野を生かして協力し、「チーム」でみなさんを支えます

## 4つの面から地域のみなさんを支えます

### 総合相談支援業務

#### 相談や悩みにお応えします



高齢者のみなさんやご家族、地域の人からの相談や悩みにお応えし、情報の提供やサービスの紹介をします。介護や健康のことだけでなく、生活全般についてなんでもご相談ください。(3ページへ)

### 介護予防ケアマネジメント業務

#### いきいき自分らしく暮らしていくために



高齢者のみなさんが自立して生活できるように、生活のしかたやサービスの利用などについて助言・紹介するなど、みなさんの今の状態に合った健康づくりや介護予防のお手伝いをします。(4ページへ)

### 権利擁護業務

#### 虐待の不安などから権利を守ります



安心して日常生活を送れるよう、高齢者のみなさんの権利を守る取り組みをします。たとえば、成年後見制度の紹介や虐待の早期発見、消費者被害の未然防止などに対応します。(6ページへ)

### 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

#### 地域の連携・協力体制を支えます



高齢者のみなさんが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、ケアマネジャーの指導・支援など、地域のさまざまな機関・専門職と連携・協力できる体制づくりに取り組みます。(7ページへ)

### 総合相談支援業務

## 相談や悩みにお応えします

～お気軽にご相談ください～

高齢者のみなさんにお困りのことがあれば、どのような相談にもお応えします。ご本人からの相談はもちろん、ご家族や地域の人からの相談も受け付けています。

### ●たとえば、こんな悩みはありませんか？

最近、体が弱ってきたような気がする



介護サービスを受けたいけれど、どうすればいいかわからない



高齢者だけの世帯なので何かあったときに心配



家族だけで介護をするのはたいへん



認知症の家族の対応に困っている



近所の一人暮らしの高齢者が心配



### 👉 どんな相談も受け付けます

「どこに相談すればいいかわからない」というときも、まずはお気軽にご連絡ください。介護、健康、医療、虐待、財産管理、行政のことなど、どんなことでも大丈夫です。相談内容に適した情報提供や助言などを行います。



# いきいき自分らしく暮らしていくために

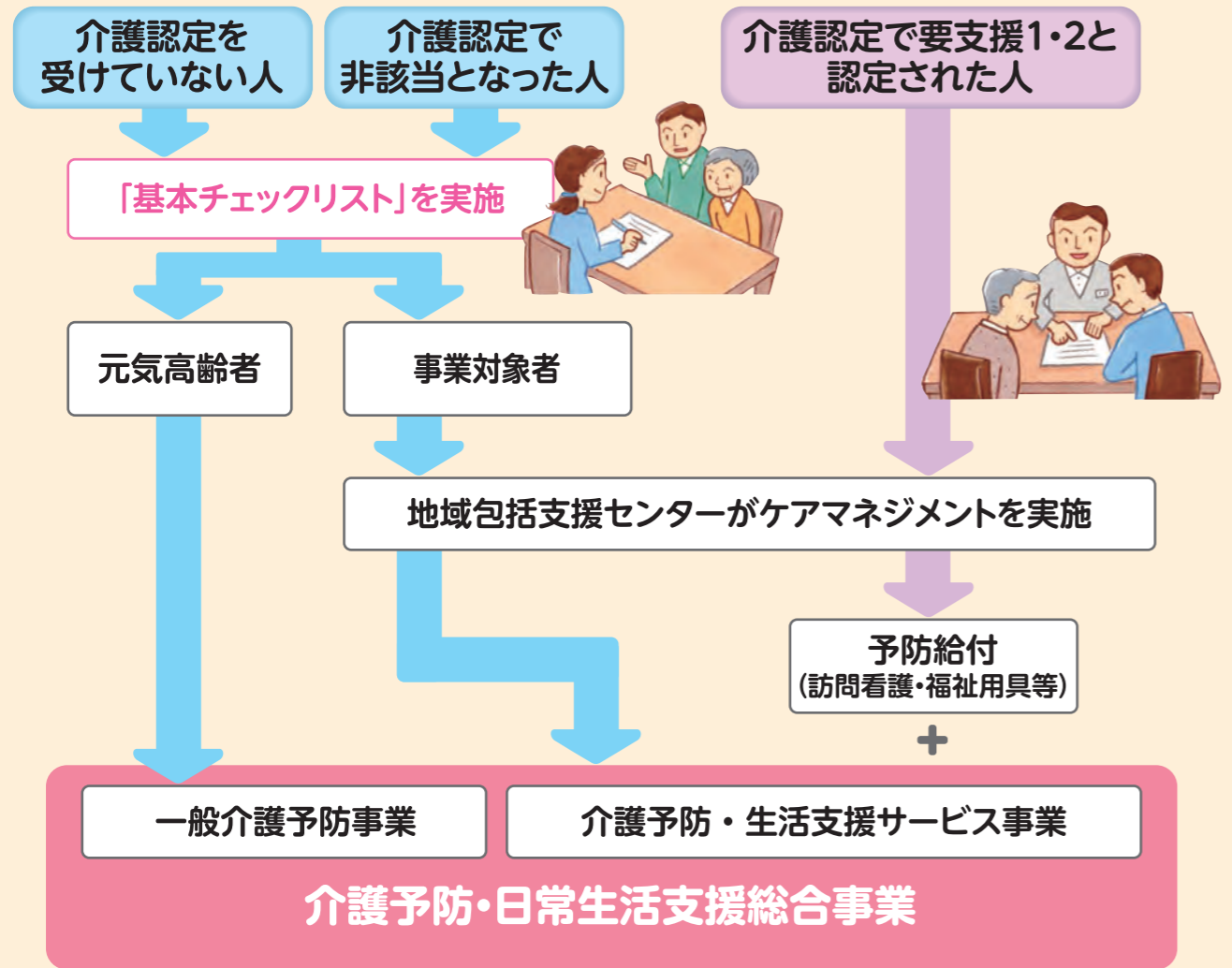
～みなさんの健康長寿を応援します～

住み慣れた地域で、いきいき自分らしく暮らしていくために、健康づくりや介護予防についての支援を行っています。また、要支援1・2と認定されている人、基本チェックリストで総合事業対象者と判定された人には、介護予防ケアマネジメントを実施します。

## ●自立した生活を送れていますか？

地域包括支援センターでは、高齢者のみなさんがいつまでも自立した生活を送れるよう、みなさんの状態に合わせた支援を行っています。

### 介護予防ケアマネジメントの流れ



## みなさんの今の状態に合った 介護予防の支援を利用できます

自立した生活をしている人は	要介護状態などになるおそれが高いと判断された人は	要支援1・2と認定された人は
<b>一般介護予防事業</b> を利用できます 介護予防普及啓発事業などを利用できます。生活の活性化や、継続的に社会参加を図っていくためにも積極的に利用するようにしましょう。	<b>介護予防・生活支援サービス事業</b> を利用できます 一般介護予防事業に加えて、訪問型・通所型サービスを利用できます。	<b>介護保険の介護予防サービス</b> を利用できます 訪問看護や福祉用具などの介護予防サービスのほか、一般介護予防事業や介護予防・生活支援サービス事業のサービスも利用できます。

### 「介護予防・生活支援サービス事業」の一例

- 訪問型サービス**
  - 訪問介護員(ホームヘルパー)による調理や掃除等の生活援助サービスや身体介護、一定の研修修了者などによる調理や掃除等の生活援助サービスなど
  - 居宅での保健師などにより3ヵ月・6ヵ月の短期間における機能訓練
- 通所型サービス**
  - デイサービスセンターやその他一定の事業所での自立した生活を送れることを目的とした体操や筋力トレーニングなどのサービス
  - 施設での理学療法士などによる3ヵ月・6ヵ月の短期間におけるトレーニング機器を使用した運動プログラム

### 元気アッププラス教室

概ね60歳以上の地域住民で構成されるグループが、健康長寿を目指して、自主的に行う体操の集いをサポートする教室です。体操方法の実技指導や、運動の効果についての講話も行います。



いきいき自分らしく暮らしていくために

いきいき自分らしく暮らしていくために

# 虐待の不安などから権利を守ります

～安心して毎日を送るために～

お金や財産管理についての相談を受けたり、虐待や悪質商法の被害を防ぐための取り組みなど、高齢者のみなさんの権利を守るためのさまざまな活動を行っています。

## ●お金の管理や契約は大丈夫ですか？

お金や土地などの財産管理や、必要なサービスを受けるための契約に不安があるときなどには、「**成年後見制度**」\*という制度を利用することができます。地域包括支援センターでは、その制度が必要と思われる場合、内容の説明や手続きのお手伝いをしています。また、適切な成年後見人を推薦する団体なども紹介します。



\*認知症や知的障がいなどで判断能力が不十分な人が、社会生活で不利益や被害を受けないように支援する制度

## ●虐待の不安はありませんか？

地域包括支援センターでは、虐待を早く見つけ、それ以上ひどくならないよう適切な対応に努めます。必要な場合には市などと連携して、老人福祉施設への入所などによって高齢者のみなさんを虐待から守ります。



**通報や届出があったときは…** 事実確認のために家庭訪問を行ったり、生命や身体に重大な危険があるような場合には立ち入り調査を行います。警察に援助を要請することもあります。

## ●訪問販売などの被害にあっていませんか？

高齢者のみなさんが、訪問販売による住宅リフォームの被害や悪質な詐欺商法の被害などにあわないよう、消費生活センターや市などと協力しています。民生委員、ケアマネジャー、ホームヘルパーなどにも情報を提供し、消費者被害の防止に努めています。



# 地域の連携・協力体制を支えます

～暮らしやすいまちをめざして～

地域包括支援センターでは、地域のケアマネジャーへの指導・支援や、医療機関などの関係機関とのネットワークづくりなどにも取り組んでいます。それによって、高齢者のみなさんが暮らしやすい地域として継続することにつながります。



## 高年齢者の課題解決の役割を担う「地域ケア会議」

「地域ケア会議」とは地域包括支援センターなどが主催して、医療や介護等の専門家が、高齢者の個別課題の解決策を検討する会議です。地域包括支援ネットワークを構築したり、介護支援専門員のケアマネジメントの実践力を高めるための有効な手法として位置づけられています。

### ●「地域ケア会議」の5つの機能●

- 個別課題解決
- ネットワーク構築
- 地域課題発見
- 地域づくり・資源開発
- 政策形成